

別表（第1条）

区分	サービス	単位数
第1号 訪問事業	指定相当訪問型サービス	<p>1 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1ヵ月につき）</p> <p>(1) 1週に1回程度の場合 1,176 単位</p> <p>(2) 1週に2回程度の場合 2,349 単位</p> <p>(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727 単位</p> <p>2 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）</p> <p>(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位</p> <p>(2) 短時間の身体介護が中心である場合 163 単位</p> <p>注</p> <p>ア 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（実施要綱第5条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所を言う。以下同じ。）の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（実施要綱第4条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメントAをいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれの所定単位数を算定する。</p> <p>イ 2については、1月につき、1(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。</p> <p>ウ 2(二)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族が家事を行いうことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障を生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。</p> <p>エ 2(2)については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始</p>

	<p>末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。</p> <p>オ 1 並びに 2 については、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。</p> <p>カ 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年度厚生労働省告示第 95 号をいう。以下同じ。）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>キ 厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>ク 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同じ建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する利用者を除く。）又は指定相当訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。</p> <p>ただし、厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における 1 月あたりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 88</p>
--	---

		<p>に相当する単位数を算定する。</p> <p>ケ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、指定相当訪問型サービス費は、算定しない。</p> <p>コ 1 について、利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、指定相当訪問型サービス費は、算定しない。</p> <p>3 初回加算 200 単位 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。</p> <p>4 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 79 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第 117 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設を</p>
--	--	---

		<p>いい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。) の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。</p> <p>(2)生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位</p> <p>利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション (指定介護予防サービス等基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション (指定介護予防サービス等基準第 116 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。) 等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>5 口腔連携強化加算 50 単位</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届け出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員 (指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び</p>
--	--	---

	<p>に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条第 1 項に規定する担当職員を言う。））、介護支援専門員（同条第 2 項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。</p> <p>6 介護職員処遇改善加算</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第 4 号の規定を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定基準型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p> <p>7 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第 4 号の 2 の規定を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 5 までに</p>
--	--

		<p>より算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数</p> <p>8 介護職員等ベースアップ等支援加算 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1 から 5 により算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>
	生活支援訪問サービス	<p>生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 20 分未満の場合 89 単位</p> <p>(2) 所要時間 20 分以上 45 分未満の場合 179 単位</p> <p>(3) 所要時間 45 分以上の場合 220 単位</p>
第一号通所事業	指定相当通所型サービス	<p>1 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 (1 月につき)</p> <p>(1) 事業対象者・要支援 1 1,798 単位</p> <p>(2) 事業対象者・要支援 2 3,621 単位</p> <p>2 1 月当たりの回数を定める場合 (1 回につき)</p> <p>(1) 事業対象者・要支援 1 436 単位</p> <p>(2) 事業対象者・要支援 2 447 単位</p> <p>ア 備考 4 に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所 (実施要綱第 5 条第 1 項に規定する指定相当通所型サービス事業者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。) において、指定相当通所型サービス (実施要綱第 4 条第 1 号イに規定する指定相当通所型サービスをいう。以下同じ。) を行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>イ 利用者が事業対象者 (介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に定める者をいう。以下同じ。) であって、介護予防サービス計画において、1 週に 1 回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については、1</p>

	<p>(1)又は2(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については1(2)又は2(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。</p> <p>ウ 2(1)については、1月につき4回、2(2)については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。</p> <p>エ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>オ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>カ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、指定相当通所型サービス事業支給費は、算定しない。</p> <p>キ 1について、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、指定相当通所型サービス事業支給費は、算定しない。</p> <p>ク 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 1(1)を算定している場合 (1月につき) 376 単位 (2) 1(2)を算定している場合 (1月につき) 752 単位 (3) 2を算定している場合 (1回につき) 94 単位</p> <p>ケ 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位 (1(1)を算定している場合は1月につき376単位を、1</p>
--	---

		<p>(2)を算定している場合は 1 月につき 752 単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、クを算定している場合は、この限りではない。</p> <p>コ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1)生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を含む。以下同じ。）その他指定相当通所型サービス事業所の指定相当通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した指定相当通所型サービス計画を作成していること。</p> <p>(2)指定相当通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>(3)利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1 週につき1 回以上行っていること。</p> <p>サ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第 18 号に準じた基準に適合しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以</p>
--	--	---

		<p>下同じ。) に対して指定相当通所型サービスを行った場合。</p> <p>シ 栄養アセスメント加算 50 単位</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(4) 厚生労働大臣が定める基準第 19 号に準じた基準に適合している指定相当通所型サービス事業所であること。</p> <p>セ 栄養改善加算 200 単位</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下セ(3)及びタにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に</p>
--	--	---

		<p>も配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 厚生労働大臣が定める基準第 19 号に準じた基準に適合している指定相当通所型サービス事業所であること。</p> <p>ソ 口腔機能向上加算</p> <p>(1) 口腔機能向上加算 (I) 150 単位</p> <p>(2) 口腔機能向上加算 (II) 160 単位</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第 30 号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下ソの(1)及びタにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>タ 一体的サービス提供加算 480 単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届け出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、セ又はソを算定している場合は、算定しない。</p> <p>チ サービス提供体制強化加算</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第 23 号のイ及びロの規定を準用し、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのを「通所介護費等算定方法第 16 号」と読み替えた規</p>
--	--	---

		<p>定に適合しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <table data-bbox="606 649 1361 739"> <tr> <td>要支援1</td> <td>88 単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>176 単位</td> </tr> </table> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <table data-bbox="606 795 1361 884"> <tr> <td>要支援1</td> <td>72 単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>144 単位</td> </tr> </table> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）</p> <table data-bbox="606 940 1361 1030"> <tr> <td>要支援1</td> <td>24 単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>48 単位</td> </tr> </table> <p>ツ 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第 15 の 2 号に適合しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準の区分に従い、(1)については利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>テ 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <table data-bbox="606 1803 1361 1892"> <tr> <td>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）</td> <td>20 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）</td> <td>5 単位</td> </tr> </table> <p>厚生労働大臣が定める基準第 19 の 2 号に適合する指定相当通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利</p>	要支援1	88 単位	要支援2	176 単位	要支援1	72 単位	要支援2	144 単位	要支援1	24 単位	要支援2	48 単位	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 単位
要支援1	88 単位																	
要支援2	176 単位																	
要支援1	72 単位																	
要支援2	144 単位																	
要支援1	24 単位																	
要支援2	48 単位																	
(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位																	
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 単位																	

	<p>用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>ト 科学的介護推進体制加算 40 単位</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>ナ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからトまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからトまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからトまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、</p>
--	---

		<p>次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ニ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 12 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第 48 の 2 号の規定を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、アからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>
<p>第 1 号介護予防支援事業</p>	<p>介護予防ケアマネジメント A</p>	<p>1 介護予防ケアマネジメント費（1 月につき）</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント費（Ⅰ） 442 単位</p> <p>(2) 介護予防ケアマネジメント費（Ⅱ） 472 単位</p> <p>ア (1)については、地域包括支援センター（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が、利用者に対して指定介護予防支援（法 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「基準」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している</p>

	<p>場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>イ (2)については、厚生労働省に使用に係る電子計算機（入力措置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が「定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において基準第13条第1項に規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>ウ 厚生労働大臣が定める基準（厚生労働大臣が定める基準第百二十九号の四）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>エ 厚生労働大臣が定める基準（厚生労働大臣が定める基準第百二十九号の五）を満たさない場合は、業務継続契約未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>2 初回加算 300 単位</p> <p>指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防ケアマネジメントを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>3 委託連携加算 300 単位</p> <p>指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に対して提供する指定介護予防支援を指定居宅</p>
--	--

		<p>介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者につき1回を限度として所定単位数を加算する。</p>
--	--	--

<p>(備考)</p> <p>1 別表におけるサービス提供責任者は、次のサービス提供責任者をいう。</p> <p>指定相当訪問型サービス事業者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定相当訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定相当訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>2 別表における指定相当訪問型サービス計画は、次に掲げるものをいう。</p> <p>指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとし、サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定相当訪問型サービス計画を作成するものとする。</p> <p>3 別表における指定相当通所型サービス計画は、次に掲げるものをいう。</p> <p>指定相当通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとし、指定相当通所型サービス事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定相当通所型サービス計画を作成するものとする。</p>		
--	--	--

4 別表における指定相当通所型サービスの看護職員又は介護職員の員数の基準は次に掲げるものをいう。

(1) 看護師又は准看護師

指定相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる看護師又は准看護師が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 介護職員

指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定相当通所型サービスの提供時間数で除して得た数が利用者（当該指定相当通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定相当通所型サービス又は指定通所介護の利用者）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(1)及び(2)において、当該指定相当通所型サービス事業所の利用定員（当該指定相当通所型サービス事業所において同時に指定相当通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう）が10人以下である場合にあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

5 別表における生活支援訪問サービスについては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位を算定する。

(1) 生活支援訪問サービスの(3)を週1回提供する程度のサービス

1,176単位を超えない範囲で所定単位を算定する。

(2) 生活支援訪問サービスの(3)を週2回提供する程度のサービス

2,349単位を超えない範囲で所定単位を算定する。

6 別表における生活支援訪問サービスについては、同表中、指定訪問型サービス（1月につき）のウ及びエの基準に従って算定した単位数により所定単位を算定する。